

愛媛大学法文学部国語国文学会会則

平成二年二月十一日制定、平成七年二月五日改正

平成二十一年三月八日一部改訂

平成二十六年三月二日一部改訂

令和四年二月二十七日一部改訂

第一条 本会は、愛媛大学法文学部国語国文学会と称する。

第二条 本会は、事務局を松山市文京町³ 愛媛大学法文学部に置く。

第三条 本会は、日本語日本文学等に関する研究を推進するとともに、会員相互の連繋と親睦を図ることを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的のために次の事業を行う。

(1) 研究発表会・学術講演会の開催

(2) 会誌の発行

(3) その他必要と認められる事業

第五条 本会の会員の種類は、次の通りとする。

通常会員 本会の目的に賛同し、入会の手続きを取った者

特別会員 通常会員又は入会を希望した者のうち、日本語日

本文学等に関する研究教育上の顕著な功績があり、本会の

事業に貢献した者

第六条 会員は、会誌の配布を受け、会の事業に参加することができる。

第七条 本会は、次の役員を置く。

会長 一名

委員 若干名

会計監査 二名

会長は、会を代表し、会務を総率する。

委員は、会長を委員長とする委員会を組織し、本会の運営にあたる。

会計監査は、会計の監査にあたる。

第八条 本会は、会長が指名した委員を委員長とする編集委員会を組織し、会誌の編集発行にあたる。

第九条 会長、委員及び会計監査は、総会において決定する。

第十条 会長、委員及び会計監査の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

第十一条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって

これにあてる。会計年度は、毎年一月一日に始まり、十二月三十一日に終わる。

第十二条 本会は、毎年一回総会を開くものとする。ただし、会

長又は会員の三分の一が必要と認められた場合、臨時の総会を開くことができる。

第十三条 本会会則の変更は、総会において出席者の三分の二以

上の賛成を要する。

附則

一 通常会員は、年額二千円の会費を納入するものとする。た

だし、学生（大学院を含む）の通常会員は年額千五百円とし、教員の通常会員は年額三万円とする。特別会員からは会費を徴収しない。

二 この会則は、平成二年二月十一日から施行する。

附則

この会則は、平成七年二月五日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

附則

この会則は、平成二十一年三月八日から施行し、平成二十一年一月一日から適用する。

附則

この会則は、平成二十六年三月二日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。

附則

この会則は、令和四年二月二十七日から施行し、令和四年一月一日から適用する。

会誌『愛文』投稿規定

一、本誌への投稿は、原則として会員に限ります。

一、投稿論文は、未発表の原稿であることを原則とします。

一、論文字数は、図版・脚注等を含めて、一六〇〇〇字（一行四〇字×四〇〇行）程度とします。

一、投稿論文はワードプロセッサで作成し、電子データで提出してください。手書き原稿は受け付けません。

一、投稿締切日は年一回（原則として十二月末日）です。

一、投稿論文の採否は、査読を委託した複数の査読委員の審査に基づいて、編集委員会が決定します。採択された論文については、修正を依頼する場合があります。

一、採択された論文の著者校正は初校のみとします。初校の際に大幅な加筆や修正をすることは認められません。

一、論文採用者には、本誌三冊を進呈します。なお、抜刷は実費を申し受けます。

一、『愛文』に掲載された論文の著作権は、著者に帰属するものとします。ただし、愛媛大学法文学部国語国文学会は、本誌に掲載された原稿を電子化して公開する権利を有するものとし、その際、著者から非公開箇所等の希望がある場合は、編集委員会と相談の上、白抜等の措置を以て対応します。

一、掲載に関わる論文中の著作権、掲載許可等の権利処理（リポジトリも含む）は著者が負うものとします。

令和四年二月二十七日制定